

福利厚生倶楽部会員規約

本規約は、会員と株式会社リロクラブ(以下当社という)との間の、福利厚生倶楽部(以下当クラブという)に係る一切の關係に適用する。

第1条(目的)

当クラブは会員の福利厚生充実を図り、その構成員の生活総合支援を行うことを目的とする。

第2条(会員)

当クラブ所定の加入申込書において本規約を承認の上、申し込みを行い、当クラブが承認した企業、団体およびその事業所を会員という。

第3条(入会条件)

企業、団体およびそれらの事業所は、その構成員全員を対象として加入するものとし構成員の一部のみを対象にはできないものとする。

第4条(入会金および会費)

会員は入会に際し、入会金を当クラブ指定の銀行口座に振込にて支払うものとする。

会員は毎月の会費(全加入者分)を、当クラブ指定の銀行口座へ振込または預金口座振替にて支払うものとする。

会員は入会金および会費を、当クラブが指定する期日までに支払うものとする。

会員は入会金および会費の支払い手数料を負担するものとする。

支払われた入会金および会費は返金されないものとする。

第5条(構成員の人数変更に伴う会費の変更)

会員は構成員の人数変更に関し、当クラブが指定する期日迄に所定の手続きにて届出を行うものとし、その会費の変更は届出の翌月からとする。期日迄に所定の手続きにて届出を行わなかった構成員の会費は、当クラブの責に帰すべき事由による場合を除き、遡って返金されないものとする。

第6条(サービスの提供範囲)

リゾートサービスは、会員の構成員および配偶者(生計を共にするパートナーを含む)とそれぞれの3親等内の親族いずれかが同行することを前提としてサービスを提供する。

その他の各種提携サービスは、会員の構成員および配偶者(生計を共にするパートナーを含む)と2親等以内の親族の申込、利用を前提としてサービスを提供する。

但し、各種提携サービス、カテゴリにより提供範囲を制限する場合は個別に会員サイト上に表記される最新の情報を優先とする。

第7条(会員証)

当クラブは、所定の手続きによる届出を行った会員の構成員に対し会員証(構成員の氏名、会員IDを表示)を発行する。この会員証は第6条に定めるサービスの提供範囲の親族以外は使用できないものとする。また、構成員が退職した場合、会員は会員証を回収し、当クラブに返還するものとする。

第8条(会員証の再発行)

構成員が紛失等により会員証の再発行を必要とするときは、所定の手続きにて届出を行うものとする。再発行のための費用は会員もしくは構成員の負担とする。

第9条(遵守事項)

会員は以下の事項を遵守すると共にその構成員に遵守させなければならない。

1. 会員の登録事項に変更が生じた場合、速やかに所定の手続きにて届出を行うものとする。
2. 会員並びにその構成員は、会員証を第三者に譲渡または貸与してはならない。(第6条で定めるサービスの提供範囲の親族を除く)
3. 当クラブが取り扱うクーポン券類を譲渡、質入れ、転売の対象としてはならない。
4. 当クラブのサービスを営業行為等の目的に利用してはならない。
5. 構成員は当クラブのサービスを利用する場合、当クラブ所定の各種提携サービス毎の利用方

法に従い、所定の料金を支払わなければならない。

6. 構成員がサービスの利用料金の滞納を行い、当クラブからの請求に応じない場合、会員は事態の解決に協力するものとする。
7. 会員が退会、または構成員が退職する際は、当クラブの各種提携サービスの利用資格を退会月末日をもって失効するものとする。

第10条(法人退会の通知)

会員が当クラブを退会する場合、退会月の前々月の20日迄に法人退会届にて届出るものとする。

第11条(会員資格の取り消し)

当クラブは、会員が次のいずれかの事由に該当した場合は会員資格を取り消すことができる。

1. 法人格が消滅した場合、または事業所単独での入会においてはその事業所が廃止された場合。
2. 2ヵ月以上にわたり会費を支払わなかった場合。
3. 会員または構成員が本規約に定める各事項に違反した場合。
4. 会員または構成員が公序良俗に反する場合、または不適切なサービス利用により当クラブの正常な運営を妨げまたは信用を傷つけていると当クラブが判断した場合。
5. 自社、実質的の経営を支配する者、親会社、子会社が、総会屋、暴力団およびそれらの構成員またはこれらに準ずる者(以下、「暴力団等反社会的勢力」とする)である、もしくは暴力団等反社会的勢力に協力・関与している事が判明したとき。

第12条(個人情報の取り扱い)

会員は、構成員に対する各種福利厚生サービスの提供等を目的に、当クラブへこの福利厚生サービスの提供業務を委託するものとする。また、この委託業務に必要となる構成員の個人情報は、会員が構成員から適正に取得したうえで、当クラブへ提供し、当クラブは当社の個人情報保護方針、個人情報の取扱いについて(<https://www.reloclub.jp/privacy/>)に従い、適切に構成員の個人情報を取り扱うものとする。構成員の個人情報の提供は任意となるが、必要な個人情報が提供されない場合、各種福利厚生サービスが利用できないこともある。また、当クラブは各種福利厚生サービスの提供に付随し、サービス提供に必要な範囲で個人情報を提供したり、保護措置を講じた上で個人情報の取り扱いを委託する場合がある。構成員より、個人情報の開示・訂正・削除・停止等、また、個人情報の委託・提供による各種福利厚生サービス等を受けたくない旨の申し出があった場合、構成員本人の確認をした上で、速やかに対応することとする。なお、個人情報に関する問い合わせは下記のとおりとする。株式会社リロクラブ 個人情報保護管理者 個人情報保護管理担当 執行役員 (Email : privacyRC@relo.jp)

第13条(免責)

当クラブの提携施設が提供するサービス等に関連して、何らかのトラブルが生じた場合、当該トラブルが当クラブの責に帰すべき事由による場合を除き、当クラブは何らの責任を負いません。自然災害、回線の輻輳、機器の障害または保守のための停止等により発生した損害について、当クラブの責に帰すべき事由による場合を除き、当クラブは何らの責任を負いません。

第14条(規約の改定等)

当クラブの健全な運営を図るために必要と判断するとき、本規約の一部を改訂することができる。規約改定後は、改定後の内容のみ有効とする。改定後の規約は、当クラブホームページに公示する。

第15条(管轄裁判所)

会員と当社との間で訴訟の必要性がある場合、当社の本店在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。